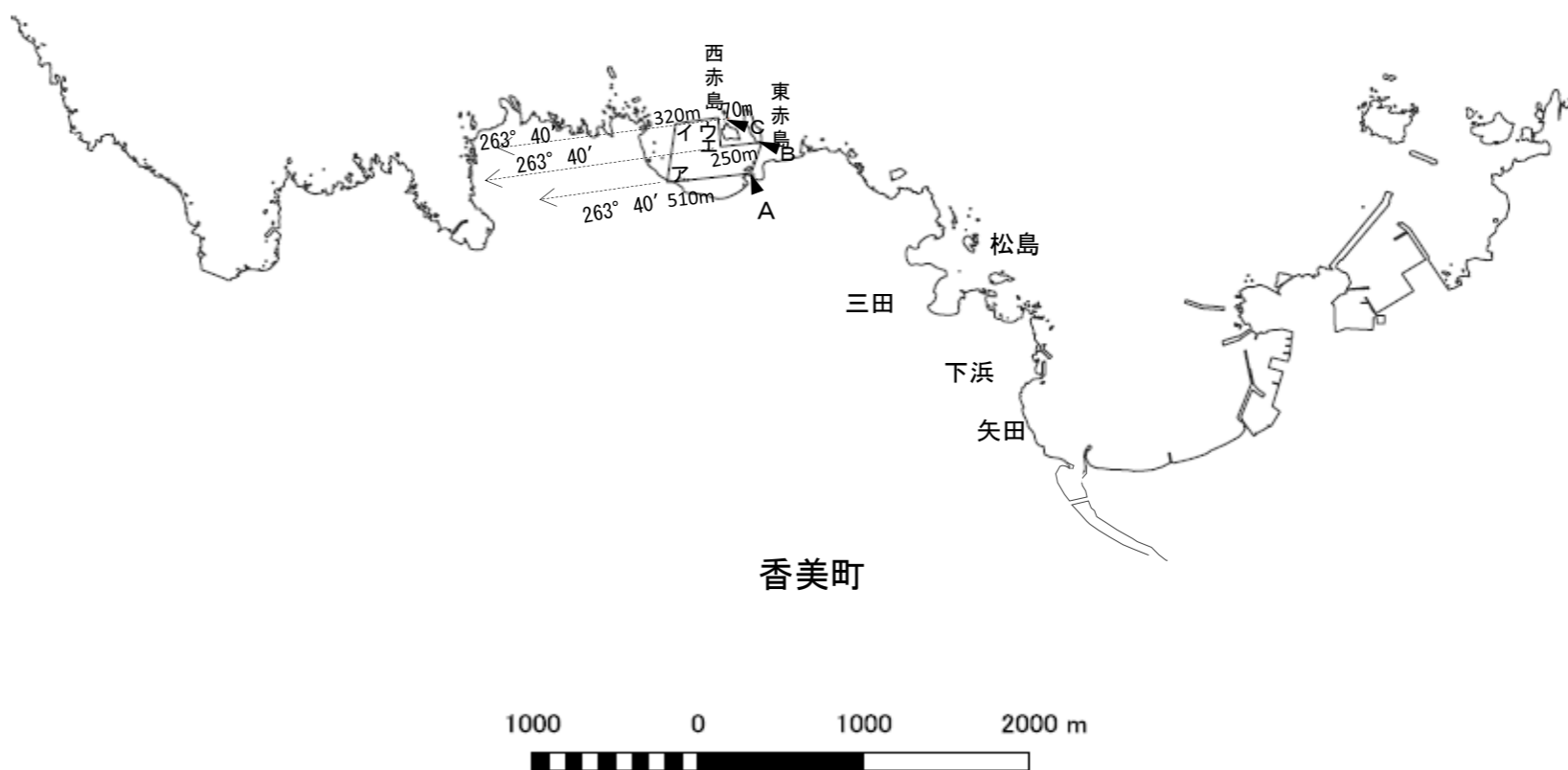


免許番号 区第705号

漁場の位置 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ須井の小鼻北端
 - B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島南端
 - C 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先西赤島北端
 - ア Aから263度40分510メートルの点
(北緯35度39.37分、東経134度35.38分)
 - イ Cから263度40分320メートルの点
(北緯35度39.57分、東経134度35.39分)
 - ウ Cから263度40分70メートルの点
(北緯35度39.59分、東経134度35.56分)
 - エ Bから263度40分250メートルの点
(北緯35度39.49分、東経134度35.57分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
区 第705号 漁 場 図

表示 番号	表示				表示 番号	表示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続	令和 5年9月 1日 から	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	
			期間	令和10年8月31日 まで			
	漁場	別添漁場図のとおり					
	漁業の種類 及び 漁業の時期	第1種区画漁業 わかめ・こんぶ養殖業 10月1日から4月30日まで					
制限 又は 条件	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。						
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項
1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のため漁業権の登録をする。 令和5年9月1日						
海区	但馬海区	免許番号	区 第 705 号	摘要			

